

別紙 15 ネーミングライツ（命名権）

選定事業者がスポンサーとなり、または選定事業者がスポンサー企業を募るなどして、ネーミングライツ（命名権）のパートナーとなり、ネーミングライツを使用し、施設の愛称を提案することができます。

1. 募集の内容

(1) ネーミングライツの対象施設

スポーツ・コンベンションセンター

(2) 命名条件

- ① 県民が親しみやすい愛称としてください。
- ② 施設の設置目的・イメージ等にふさわしい愛称としてください。
- ③ 利用者の混乱を避けるため、愛称の使用期間内の愛称の変更はできないものとします。

(3) 愛称の使用期間

原則3年以上とします。

※ ネーミングライツパートナーは、愛称の使用期間の更新を希望する場合、優先交渉権を有します。

(4) ネーミングライツ料

年額2,200万円（消費税および地方消費税を含む）以上の提案を有効とします。

※ 契約時期が年度途中からになる場合、初年度のネーミングライツ料は、月割りにより按分計算します。

※ 選定事業者の提案によるネーミングライツから得られる収入は、県に帰属します。

(5) 名称表示に伴う費用負担等

名称表示に伴い発生する費用の負担については、原則として次のとおりとします。

なお、ネーミングライツパートナーの費用負担はネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

区 分	県	ネーミングライツパートナー
施設内の看板表示の新設（施設看板）		○
愛称の使用期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の県の印刷物や県ホームページの表示変更 （施設ホームページの表示変更はHPの管理者が負担）	○	

2. 応募資格

(1) 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンターのネーミングライツパートナーとしてふさわしい法人その他の団体もしくはそれらにより構成されたグループ（以下、「法人等」という。）であって、次の要件のいずれも満たす者であること。

- ① 法人であること
- ② 鹿児島県内に本社や事業所を有する等本県との関わりが深い法人であること
- ③ 法令に違反するもの又は条例、規則に違反する業種を営む事業者でない者
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種を営む事業者でない者
- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する業種を営む事業者でない者
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ⑦ 鹿児島県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る指名競争入札において、指名停止の措置を受けていない者
- ⑧ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でない者

- ⑨ 県税、法人税、消費税を滞納していない者
- ⑩ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者又はその執行猶予期間が終わっていない者がいないこと
- ⑪ 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこ

れらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

なお、上記イ、エ～キ中の「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

- ⑫ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、法令等に違反する行為を行っていないこと
- ⑬ 法人に政治性、宗教性などがなく県のネーミングライツパートナーとして適当であると判断されるもの

(2) グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

- ① グループを構成するすべての法人その他の団体が応募資格を有すること
- ② グループを代表する法人または団体を定めること
- ③ 単独で提案した法人または団体は、グループの構成員になることはできないこと
- ④ 複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

3. 提出書類等

(1) 募集手続き

名称条件等に係る協議が必要となりますので、書類の提出前に担当課まで必ず相談してください。

(2) 提出書類

(1)の事前相談による調整後、以下の書類を提出してください。

郵送か持参による提出をお願いします。（電子メール、FAXでの提出はできません。）

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① ネーミングライツパートナー申込書（様式1）
- ② ネーミングライツパートナーの概要（様式2）
- ③ ネーミングライツパートナーの定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ④ ネーミングライツパートナーの申込の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支決算書その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務内容を明らかにする書類
- ⑤ ネーミングライツパートナーの登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ⑥ ネーミングライツパートナーの納税証明書
 - ア 法人税、消費税について未納がないことの証明書
 - イ 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

- ⑦ 地域貢献の活動実績を示す書類（任意様式）
- ⑧ 看板設置図等（看板を新設する場合）（任意様式）
- ※ グループ応募の場合は、構成する全ての法人その他団体について提出してください。

(3) 提出部数

正本 1 部及び副本 5 部

(4) 提出先

県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

※ スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業の提案書と併せて提出してください。

(5) その他

- ① 申込に要する経費等はすべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類はお返しできません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じて複写します。(使用は県庁内及び選定委員会(スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業者選定委員会とは異なる)での検討に限ります。
- ④ 提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
ただし、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は非公開とします。

4. 選定方法

(1) 選定委員会(スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業者選定委員会とは異なる)の設置

選定委員会を設置し、各委員が次の選定基準に沿って総合的に判断し、優先交渉者を選定します。

なお、応募者が 1 者のみであった場合も、選定委員会において県のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

選定項目	配点	審査項目	選定基準
応募者	20 点	ネーミングライツパートナーとしてふさわしいか	経営の安定性
			事業内容
			地域活動への理解・貢献
			将来性
		県民に受け入れられるか	県民への知名度
			県民の親しみ
愛称	20 点	県民に受け入れられるか	親しみやすさ
		浸透しやすいか	呼びやすさ
契約条件	60 点	県の希望との比較	命名権料等
			愛称の使用期間
合計	100 点		

(2) ネーミングライツパートナーの決定、公表

県は、優先交渉者との調整を経てネーミングライツパートナーを決定し、ネーミングライツパートナー名、施設の新名称（愛称）、命名権料等を公表します。

選定結果については、応募者に文書で通知します。

5. 協定の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する協定を締結し、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

なお、協定を締結したネーミングライツパートナーは、次回の協定について優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

6. 留意事項

(1) 決定取り消し等

ネーミングライツパートナーの決定後に、ネーミングライツパートナーが「2 応募資格」に掲げる要件を欠くことになったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し又は契約の解除をすることができるものとします。

(2) 指定管理者との協議

新名称（愛称）決定後、ネーミングライツ導入に関し必要な事項について、ネーミングライツパートナー、選定事業者及び県との間で協議することとします。

7. 導入までの流れ

(1) 提案の募集

(2) 事前相談／関係課調整

※条件等が折り合わない場合があります。

(3) 申請書類の提出

(4) 選定委員会の開催（優先交渉者の選定）

(5) ネーミングライツパートナー及び新名称（愛称）の決定

(6) 協定・契約の締結

(7) 施設の表示等の変更

(8) 新名称（愛称）の使用開始

(様式1)

スポーツ・コンベンションセンターネーミングライツパートナー申込書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

所在地

商号又は名称

代表者名

印

このことについて、下記のとおり申し込みます。

記

ネーミングライツパートナー 法人名 所在地	
希望愛称名	
希望愛称名の説明	
ネーミングライツ料	円/年
愛称の使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
連絡先 法人名 所在地 担当者部署・役職・氏名 電話番号 メールアドレス	

- ※ 1 ネーミングライツ料は、消費税及び地方消費税込みの年額を記載してください。
2 愛称は、県と協議の上決定することとします。

(様式2)

ネーミングライツパートナーの概要

(令和 年 月末現在)

法人名	
代表者職氏名	
所在地等	〒 電話番号 (代表)
設立年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
資本金 (基本財産)	円
従業員 (職員数)	名
業務内容	

※会社概要等がわかるパンフレット等がありましたら、添付してください。